4　登録認証機関は、認証の有効期間が定められた農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証について、当該有効期間が満了したとき（認証事業者が当該有効期間の満了の日までに再び当該区分に係る認証を受けたときを除く。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

一　当該期間が満了した認証に係る者の氏名又は名称及び住所

二　当該期間が満了した認証に係る農林物資の取扱い等の方法の区分

三　当該期間が満了した認証に係る認証番号

四　当該期間が満了した年月日

5　登録認証機関は、認証事業者の認証を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第八号の二による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該取り消した認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

三　当該取り消した認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

四　当該取り消した認証に係る認証番号

五・六　（略）

6　前条第二項の農林水産大臣が定めるところにより行う認証を受けた者の氏名又は名称、住所その他の事項の農林水産大臣への報告は、農林水産大臣が別に定めるところによるものとする。

7　登録認証機関は、法第六十九条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。

（登録認証機関の事業所の変更の届出）

第四十八条　法第二十条第一項の規定による届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第九号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の業務規程）

第四十九条　法第二十一条第一項前段の規定による業務規程の届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十号による届出書に業務規程正副二通を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定は、法第二十一条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出について準用する。

3　法第二十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次の事項とする。

一　事業所の所在地及びその事業所において認証に関する業務を行う区域に関する事項

二　認証を行う農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

三　認証に関する業務を行う時間及び休日に関する事項

四　認証の実施方法、認証の取消しの実施方法その他の認証に関する業務の実施方法に関する事項

五　認証に関する料金の算定方法に関する事項

六　認証に関する業務を行う組織に関する事項

七　認証に関する業務を行う者の職務及び必要な能力に関する事項

八　認証に関する業務の公正な実施のために必要な事項

九　その他認証に関する業務に関し必要な事項

（新設）

4　登録認定機関は、認定事業者の認定を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該取り消した認定に係る農林物資の種類

三　当該取り消した認定に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所

四　当該取り消した認定に係る認定番号

五・六　（略）

5　前条第二項の告示で定めるところにより行う認定を受けた者の氏名又は名称、住所その他の事項の農林水産大臣への報告は、農林水産大臣が別に定めるところによるものとする。

（新設）

（登録認定機関の事業所の変更の届出）

第四十八条　法第十七条の六第一項の規定による届出をしようとする登録認定機関は、別記様式第九号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認定機関の業務規程）

第四十九条　法第十七条の七第一項前段の規定による業務規程の届出をしようとする登録認定機関は、別記様式第十号による届出書に業務規程正副二通を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定は、法第十七条の七第一項後段の規定による業務規程の変更の届出について準用する。

3　法第十七条の七第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　事業所の所在地及びその事業所において認定に関する業務を行う区域に関する事項

二　認定を行う農林物資の区分（当該区分に含まれる農林物資の種類のうち一部のものについて認定を行う場合にあつては、農林物資の種類）

三　認定に関する業務を行う時間及び休日に関する事項

四　認定の実施方法、認定の取消しの実施方法その他の認定に関する業務の実施方法に関する事項

五　認定に関する料金の算定方法に関する事項

六　認定に関する業務を行う組織に関する事項

七　認定に関する業務を行う者の職務に関する事項

八　認定に関する業務の公正な実施のために必要な事項

九　その他認定に関する業務に関し必要な事項